

# 原告 主のいない成人式

晃平君 生きておれば今年一月二十二日、二十歳となりました。家族が集まり、今まで買った事のない特大ケーキで成人を祝いました。ここに、晃平が居たらと、悲しみが込み上げてきたそうです。

それも、「障害があり働けないから、逸失利益をゼロ円と障害者福祉施設から言われ、保険会社からは、「障害者は社会的利益を生み出さない」とひどい仕打ちを受けているなかでの成人の祝でした。

裁判に勝って、晃平の無念さに報い、障害者がふたたび苦しまない法的な確立に一步でも近づくことが、晃平の願いです。

署名や裁判傍聴にご協力をお願いします。  
(母・啓子)



# 大反響

(逸失利益はゼロ円よ)  
コップ一個破損させても弁償するのに、命を奪っても、逸失利益がないからと言って逸失利益はゼロ円ですか。ヒドイ障害者施設がそんな事を云うのですか？  
それこそ障がい者に障害だよネ

## 概要

★重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(十五歳)は、平成一九年十二月二十二日未明、社会福祉法人・名北福祉会の施設でショートステイ中、階段から転落し、意識不明のまま死亡しました。★同社会は、話し合いを求めても会議中とか不在を理由に面会を避け、裁判が決着したら謝罪する、という態度です。★損害賠償の話し合いに来たのは保険会社だけでした。あいおい損害保険会社の担当者には、「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と言っていて、慰謝料は払うが逸失利益はゼロだと言っています。★障害者の命の代償は、こんなものでしょうか？ ★障害者の命の代償に尊厳と平等を求めて不本意ながら、裁判となりました。★障害者の命の代償に尊厳・人権・平等を求めます。

裁判 平成24年2月10日(金)

場所 名古屋地裁 1102号法廷 10時半から

裁判所へ  
署名と傍聴を

昨年十一月十八日の証人尋問でも「逸失利益ゼロ円の不当性があきらかになりました。」  
二月十日の裁判は最終弁論で、これで結審すると思えます。是非、傍聴においでください。

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会  
〒486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9 落合幸次方 T&F 0568-83-9178  
Eメール ochiai-yukitsugi@mopera.net <http://smile.sa-suke.com/> 「晃平君の逸失利益裁判」でも検索可  
郵便口座 口座名称：伊藤晃平君裁判を支援する会 口座番号：00830-5-198160

ニュース N021 2012(平成24)年2月5日

# 障害者の命の代償に尊厳と平等を求めて

障害者の命の代償に尊厳と平等をもとめて、障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判は、結審して、まもなく判決をむかえます。被告側（社会福祉法人名北福祉会）の主張の問題点も明確になってきました。青森地裁の同様の判決（以下判決という）も引用しながら、被告側の問題点を指摘します。（伊藤晃平君裁判を支援する会）



## 収入のない人の逸失利益ゼロ円は平等である

名北福祉会は、「失った収入を補償するのが逸失利益で、亡晃平は、重度障害で収入がないので算定できない。ない人に定額でも払ったら収入のある人と不平等が発生し、それこそ差別だ」というのです。奴隷制度下や封建時代ならいざ知らず、民主主義下では、このような論理はもう通りません。現に、青森地裁で断罪されているのです。

## 亡晃平は、重度障害で、50年先迄のことは分からない

名北福祉会は、制度改正や就労可能性に期待することはできない。一般就労の可能性もない」と逸失利益ゼロ円を正当化しています。藤本由紀子研究員は、保育園時代から死亡する直前までの連絡帳の分析、担任教師の聞き取り、残されていた映像との照合等から発達と就労可能性を証明しました。さらに、社会の認識の発展は、国が企業に補助金をだして、就労の促進と企業に障害者の雇用を義務付けている時代で、企業名まであげ正当性がないことを指摘しています。

## 青森地裁における同様な裁判の判決

…今後の医学……等の進歩、発展等を考慮すれば、……自閉症を含む知的障害者に対する指導、支援の方法について……効果的な手法をもち知らず知見が得られる蓋然性はあるというべきであって……生活支援及び就労支援を受けながら、一定の作業に従事しつつ……さらにその能力を高め、より高度な労働に従事し得る能力を獲得する一方、就労に際して障害となる行動的特徴をより抑制することが可能となる蓋然性もあるというべきである。

…障害者に対する理解が遅々としたものではあっても徐々に深化してきていることを示すものというべきであって、今後も将来にわたって、知的障害者がその能力を十分に活用することができる職場が増加することを期待し得るものというべきである。…知的障害者雇用に関する社会条件の変化をも併せて考慮すれば、……約50年にもわたる就労可能期間を残して死亡した亡〇郎が、自閉症を含む重度の知的障害を抱えながらも、その就労可能な全期間を通して相当の賃金を得ることができた蓋然性を否定することはできないというべきである。……

…生活支援及び就労支援を受けることを前提として、少なくとも最低賃金額に相当する額の収入を得ることができたと推認するのが相当であるというべきである。……亡〇郎については、最低賃金額を基礎収入として逸失利益を算定すべきである。（判決要旨）

（注）